

退職金専用定期貯金

J Aセカンドライフ応援定期

取扱期間：令和8年9月1日(火)～令和9年3月31日(水)

① 出来上がり金利 最大

年 **2.00** %
(税引き後1.593%)

預入期間：3か月

基本金利 **年1.00%**

さらに、次の条件に該当される方は、それぞれ
年0.50% 金利上乘せ

- (1) 公的年金の受取・予約、もしくは、給与振込をしていただける方。
- (2) JAカードご契約（一体型・単体型）および、JAバンクアプリプラスまたはJAネットバンクご利用（ご登録）の方。

② 上乘せ金利 最大

年 **0.74** %

預入期間：1年

左記①の満期後、預け替え金利

店頭金利 + **年0.54%**

さらに、次の条件に該当される方は、それぞれ
年0.10% 金利上乘せ

- (1) 公的年金の受取・予約、もしくは、給与振込をしていただける方。
- (2) JAカードご契約（一体型・単体型）および、JAバンクアプリプラスまたはJAネットバンクご利用（ご登録）の方。

☆ ご利用にあたっての留意事項 ☆

- ◆退職金専用定期貯金によるお預入は、退職金を受け取られたご本人で、退職金受取後1年以内の資金とし、1回のご利用に限定いたします。
- ◆預入金額は、退職金受取額を上限といたします。
- ◆お申込時に退職金のお受取日・お受取金額を確認できる書類（写）をご提示いただきます。
「退職所得の源泉徴収票」「退職金支給明細票」「退職金振込通帳」など
- ◆定期貯金を新たにお申込いただく際には、本人確認書類が必要です。
- ◆金融情勢等によっては、取扱期間中に商品内容を変更、または取扱いを中止させていただく場合があります。

③ 上乘せ金利

年 **0.05** %

預入期間：1年・3年・5年

上記②の満期後、預け替え金利

店頭金利 + **年0.05%**

お問い合わせは下記窓口へ



J A 周 桑

中 央 支 所
西条市丹原町池田301番地
TEL: (0898) 68-7012

東 部 支 所
西条市三津屋南10番14
TEL: (0898) 64-2852

西 部 支 所
西条市丹原町高松甲1514番地1
TEL: (0898) 68-7078

南 部 支 所
西条市小松町新屋敷甲1306番地1
TEL: (0898) 72-2324

北 部 支 所
西条市福成寺甲357番地2
TEL: (0898) 66-5210

本所 貯金課
西条市丹原町池田301番地
TEL: (0898) 68-6266

商品概要説明書
J Aセカンドライフ応援定期

(令和8年9月1日現在)

1. 商品名	・ J Aセカンドライフ応援定期　＜基本商品：スーパー定期貯金、大口定期貯金＞
2. 対象者	・ 個人の方（退職金を受け取られたご本人で、かつ退職金受取後1年以内の資金に限りです）
3. 期 間	・ 定型方式 ・ ① 初回預入期間：3か月　・ ② ①の満期後預け替え期間：1年 ・ ③ ②の満期後預け替え期間：1年、3年、5年 ・ 自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いとなります。なお、①、②の期間は自動継続されません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入形態	・ 一括預入（A T Mでのお預け入れは対象外となります。） ・ 100 万円以上（退職金受取額を上限とします。） ・ 1 円単位 ・ 証書式のみ
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 満期後の 取り扱い (3) 利払頻度 (4) 計算方法 (5) 税 金 (6) 金利情報の 入手方法	・ 預入時の利率を満期日まで適用します。 ・ ① 初回預入期間3か月ものは、年1.00%（税引き後0.796%）を約定利率として適用します。 ※さらに、次の条件に該当される方は、それぞれ年0.50%金利上乗せし、最大年2.00%（税引き後1.593%）を満期まで適用します。 ○条件（1）公的年金の受取・予約、もしくは、給与振込をしていただける方。 ○条件（2）J Aカードご契約（一体型・単体）および、J AバンクアプリプラスまたはJ Aネットバンクご利用（ご登録）の方。 ・ ② 上記①の満期後、預け替えをすれば、1年の店頭表示利率に、年0.54%（税引き後0.430%）上乗せした利率を約定利率として適用します。 ※さらに、次の条件に該当される方は、それぞれ年0.10%金利上乗せし、店頭表示利率に、最大年0.74%上乗せした利率を満期まで適用します。 ○条件（1）公的年金の受取・予約、もしくは、給与振込をしていただける方。 ○条件（2）J Aカードご契約（一体型・単体）および、J AバンクアプリプラスまたはJ Aネットバンクご利用（ご登録）の方。 ・ ③ 上記②の満期後、預け替えをすれば、1年、3年、5年の店頭表示利率に、年0.05%（税引き後0.039%）上乗せした利率を約定利率として適用します。 ・ ③の満期後は、同一預入期間のスーパー定期貯金または大口定期貯金の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して払い戻します。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。なお、複利型の場合は、付利単位を1円として1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・ 店頭表示利率は、店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
7. 手 数 料	－
8. 付加できる 特約事項	・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）のお取扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	・ 本商品の中途解約は、原則として不可とさせていただきます。 ・ やむを得ず中途解約される場合は、スーパー定期貯金または大口定期貯金の預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・ 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	・ 苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A各支所または本所金融共済部(電話:0898-68-6266)にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・ 紛争解決措置　外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当J A本所金融共済部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)
12. その他参考と なる事項	・ お預入れいただく資金が退職金であることが確認できる資料をご提出いただきます。ただし、当J Aでご開設の口座で退職金を受け取られる場合は、不要です。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A周桑